

日上市休業者支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日上市中小企業振興基本条例（平成30年条例第23号。以下「条例」という。）第4条の規定並びに条例第9条第2号、第3号及び第5号に規定する基本方針に従い、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、休業を余儀なくされた従業員のうち休業手当の支給がなく、厚生労働省が実施する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給を受けたものに対し、市が上乗せして支援することで市内中小企業者等の雇用を維持することについて、日上市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(支援金等の交付対象)

第2条 支援金の支給対象（支給対象者、支給要件及び限度額）については、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第4条の規定による補助金等交付申請書の様式は、日上市休業者支援金支給申請書（様式第1号）とする。

2 日上市休業者支援金支給申請書に添える書類は別に定めるものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第4条 規則第5条の規定による補助金等交付決定審査調書の様式は、日上市休業者支援金支給要件確認書（様式第2号）とする。

2 規則第5条の規定に基づく交付の適否を決定するときは、規則第6条の3に規定する交付すべき補助金の額の確定を併せて行うこととする。

(実績報告)

第5条 規則第6条の2による補助事業等実績報告書の提出は省略する。

(交付の請求)

第6条 規則第8条の規定に基づき、補助金等交付請求書を提出するときは、同条第1号及び第2号に掲げる書類の提出を省略することができる。

2 補助金の確定額が日上市休業者支援金支給申請書に記載の申請額と同額である場合は、補助金交付請求書の提出を省略することができる。

3 前項の規定に基づき、補助金等交付請求書の提出を省略した場合は、補助金確定通知書（補助金確定通知書を省略したときは、補助金等交付決定通知書）に記載の日に請求があったものとみなす。

(証拠書類の保存)

第7条 規則第12条に規定する相当期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。

(厚生労働省が実施する雇用調整助成金の特例措置等の延長に伴う改正)

令和2年9月2日において現にある改正前の要綱の様式により使用されている帳票は、補正して当分の間使用することができる。

(令和2年9月2日・追加)

別表

<p>支給対象者</p>	<p>次に掲げる全ての事項に該当する者</p> <p>(1) 条例第2条第1号に規定する中小企業者のうち、次の全てに該当しない中小企業等に勤務する従業員である者</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者</p> <p>(2) 申請時点において本市の市税に未納がない者</p> <p>(3) 日立市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条各号で定める暴力団関係者でない者</p>
<p>支給要件</p>	<p>次に掲げる要件を満たす者</p> <p>厚生労働省が実施する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の支給を受けた者</p>
<p>支援金限度額</p>	<p>厚生労働省が実施する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の支給額の1/8（1か月の賃金の10%）</p>
<p>上限額</p>	<p>246,000円（41,000円/月）</p>